

平成20年度
第1回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成20年8月22日（金）

午後1時30分～3時40分

場所：太子町役場 第2会議室

平成 20 年度第 1 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

日時：平成 20 年 8 月 22 日（金）

開会：午後 1 時 30 分

閉会：午後 3 時 40 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

① 平成 19 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

② その他

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：桜井 公晴 富岡 治彦 寺西 信郎

小田 寛治 山木戸 淑子

欠席委員：松木 功治

4. 事務局

生活福祉部長 丸尾 満 町民課長 井上 一幸 係長 森川 勝

税務課副課長 栗岡 正樹

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. あいさつ 丸尾生活福祉部長

3. 会長の選出

公益代表委員より、桜井公晴委員を選出

4. 会議録署名委員の指名

会長が富岡治彦委員と山木戸淑子委員を指名

5. 議題 平成 19 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

井上課長：「平成 19 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（決算の概要説明書）」について説明

会 長：歳入歳出の概要について説明がありましたが、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

会 長：無いようでしたら、休憩したいと思います。休憩中にご意見があればいただきたいと思います。

休 憩

会 長：続いて決算の説明に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。
事務局、お願いします。

井上課長：「平成 19 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」について説明

会 長：平成 19 年度の決算が調製されているわけですが、全体として意見なりご質問があればお願いしたいと思います。

会 長：太子苑から姫路市に移られた方が、国民健康保険料がぐっと下がったと言われた。この近辺では太子町が一番高いと思う。
近隣市町の比較した資料はあるか？

井上課長：太子町は 4 方式を採用している。所得割、資産割、均等割、平等割ですね。
姫路市は 3 方式で資産割を賦課していないと思う。その方が所得が少なく、資産がなければ大幅に下がると思う。

会 長：その人がどこに住むかによって、保険料が大きく変わるのをおかしいのでは？

井上課長：保険料は一人当たりの医療費を勘案して賦課していかなければならないが、

その地域で医療費が高い場合は保険料も高くなり、所得が高い層が多い地域と所得が低い層が多い地域などいろいろなパターンがあり、一概に比較しにくい面がある。

会 長：それはそうと思うが、標準的に見て太子町は高いと思う。

小田委員：姫路市と太子町とでは均等割や平等割はあまり変わらないのでは？
問題は、所得割と資産割の差であり、同じようなモデルで比較すればわかるのでは？

会 長：資産割をかける、かけないは、この協議会でも問題になったことだが、資産割をなくせば、応能応益が所得割のみでかかることになる。所得が低い方は保険料が安くなるのが姫路市の例なのかと思う。

井上課長：参考までに平成 18 年度の一人当たりの調定額と一人当たりの医療費の資料がありますので、提出します。

会 長：資料をコピーする間、休憩します。休憩中も先ほどと同じように活発なご意見があればいただきたいと思います。

休 憩

会 長：再開します。

井上課長：資料の説明をいたします。

一人当たりの調定額についてですが、姫路市は、平成 18 年度で一般、退職を合わせまして、平均一人当たり 84,946 円で県下 12 番目です。太子町は、82,753 円で県下で 17 番目であります。県下で一番高いのは西宮市で 101,025 円、一番安いのは佐用町で 59,691 円となっています。

続きまして、18 年度の一人当たりの医療費ですが、姫路市は、一般で 213,254 円で県下で 35 番目、退職で 397,912 円で県下 15 番目となっています。太子町は、一般が 194,963 円で県下 44 番目、退職で 330,551 円で県下 41 番目となっています。

平成 18 年度の一人当たりの医療費の県下市町の一覧となっておりますので、ご参考にしていただければと思います。

19 年度に保険税率の改正を行っている市町もあると思います。あくまでこの数値は平成 18 年度における数値であります。

また、この資料は、兵庫県が作成したものであります。

最初のページの分ですが、平成 18 年度の保険者別の基金の状況でありまして、太子町は 271,245 円であります。姫路市は基金 0 円、赤穂市も基金無しということではありますが、基金の持ち方には非常に難しい面がございます。以上であります。

会 長：追加資料で兵庫県下の状況が提出されたわけですが、18年度の一人当たりの調定額では、姫路市は17年度と同じ県下で12番目、一方太子町では17年度30番目だったのが、18年度17番目になっている。
18年度に税率を上げたことの説明がいのでは？

井上課長：参考までに、赤穂市ですが、18年度に保険税率を改正しまして、17年度には32番だったのが、4番目になっています。太子町と同じく赤穂市の場合も18年度には多額の繰越金が生じたこともあり、太子町は20年度でも改正していますが、赤穂市は20年度には上げずに21年度に税率改正を予定されています。

いずれにしても、保険者の財政のやりくりが必要であります。太子町におきましては、18年度で1億800万円の増収を見込みました保険税率の改正をお願いしまして、介護納付金については約倍、医療費分については約10%の引き上げ、全体として14%の引き上げをお願いしております。その結果としまして、追加資料の一人当たり調定額について、17年度県下30番目でしたのが、18年度17番目となっています。

会 長：18年度にしても19年度にしても当局として支援するのは5千万円が目一杯ですと言ってきた。にもかかわらず、19年度の決算を見ていただくと0円となっている。説明したなら説明した様に、例えそれが基金の積立に回ろうとも、それが一つの約束事だと思うし、そうせずにこの決算が出てきたことは審議してきたことに対し、信義に劣ると思う。
一般会計として国保の運営に当たって、つかみ金的にも5千万円を支援しようというのが今まででしたので、それを入れておれば積立金に充当して今後の運営の手助けにもなろうとも思う。

井上課長：医療費負担につきまして、医療費が下がることが続けば保険税率も下がることとなりますが、現段階の3ヶ月の支払いは増えておりますので、このままでは非常に厳しいものがあります。
一般会計から支援していただきたいのは山々ですが、一般会計も財政的に苦しいものがあり、財政当局からも保険税率の改正を検討するように言われており、今後医療費についてどのような支援をいただけるのかも含めて検討していきたいと考えます。

会 長：19年度決算では、一応どうあれ黒字決算している。にもかかわらず、保険者の適正な賦課ということを安易に言うべきでない。国保を運営するに当たって町全体としてどうするのか、先ほど言った5千万円という約束事も果たしていない。町として考えなければならないと思う。
収納率の向上も考えないといけないし、皆大変である。その大変な人たちが国保に加入し、また人口の約1/3が国保の方だから町としてどう支援していくかを考えないといけない。一定の支援をしていくべきだし、約束事も守らないといけない。
また、全体として医療費を抑制するよう、町の施策と合まってこそ運営も

できると思う。

他にご意見ございますか？ 一応決算について説明を受けたということで終わってよろしいか？

井上課長：報告事項としまして、出産育児一時金ですが、現行 35 万円を 38 万円に引き上げる旨の通知が国の方からありまして、施行日が 21 年 1 月よりとなっていますので、この 12 月定例議会に議案としてあげさせていただく予定をしています。これが一点と、二点目としまして、部長も言いましたが、医療費が伸びておりまして、医療費の補正と老人保健拠出金や介護納付金などの金額の確定している補正と医療費精算によります返還金の補正をこの 9 月議会に上程しております。また、三点目としまして、このまま引き続き医療費が伸び続ける状況ですと、再度税率の改正も検討しなければならないということをご了承ください。

小田委員：会長が最後に言われたような発言は議会でもあるのですか？

会 長：他の人の発言もありますし、私も発言します。

小田委員：反応はどうなんですか？

会 長：そうならばありがたいけどと思われている。ただ全体の財政もしんどいと思われている。
ただ、税率の改正というのは、努力して努力した上でどうですかということでないといけないし、そのために破産してくる人がでてこられても困ると思う。

小田委員：退職が 98%の収納率、一般が 9 割を切っているが、この差は大きい。
収入が安定していないのが理由ですかね？

会 長：おそらく所得もそうだが、資産をお持ちの方で滞納されている方も多くいられると思う。わかるか？

栗岡副課長：そこまでは詳しく調べていないが、多分太子町は若い方が多いので住宅ローンを抱えられて滞納されている方もあり、収納率も下がっていると予想しています。件数については、調査をしておりません。

丸尾部長：滞納に関する部分で調べさせたことがあるのですが、一般的な見方としまして、景気が悪いこともあり所得が低い層が滞納されているのではないかとこの見方もあったのですが、相関関係は太子町では見受けられない。だから所得の低い層が払いたくても払えないということに直接的には結びつかない。
つまり、どこかの所得階層にかたよっているということではなく、滞納の理由として掴みにくいということでもあります。

山木戸委員：保険料を納めないで、どうしても必要な時に保険料を支払って保険を使うということがテレビなどで言っていた。その方がいいのではという感覚になる人がいるのではないかと思う。特に若い人は保険を使わず、年をとってから保険を使う方が多く、それまでは支払わなくていいのではという人が太子町でもあるのでは？

井上課長：無いとは言えません。会社を辞められても届出をされないとか、保険を使うときに初めて保険証をくれと言ってくる、いわゆる無保険者の方が中にはあります。会社を辞められた時に遡り賦課しますが、当然全額を納められないですからいくらでも納めていただくこととなります。無碍に断ることは出来ませんから。こういった保険制度を理解していない方が中にはいらっしゃいます。

それと、保険税の中に医療分と介護分がありますが、一般の介護分の 40 歳から 64 歳までの方のいわゆる所得のある程度ある人についての収納率は 84% で、一般の全体の 89% より低いんですね。この層の納付意識が低いと思っている。

丸尾部長：人によるんですかね。はっきりと我々にそう言ってくる人はおりませんが、世間でそう言われているのだからそうなのかなという状況ですね。

山木戸委員：滞納されている人へはどのように対応されているのですか？

栗岡副課長：国保では納付書を 7 月から 2 月までの 8 期に分けて送付しますが、今年から一括でお送りしています。納期内に納められないとまず督促状を出します。続いて催告書を送ります。それから滞納となった場合ですが、この 8 月 30 日、31 日に 5 万円以上、1 年未満の人を対象に納付相談を行います。そしてどうしてもお支払いされない人には分納誓約書を書いていただいて、毎月少しずつ納付していただく。これは生活困窮者に対して行っておりますが、財産・預貯金がある方につきましては、財産調査をしまして、差押等により換価している方式を採っています。

山木戸委員：国民健康保険は保険料だと思っていた。税なんですね。

会 長：ここは税、姫路市等の大都市の多くは料です。地方はほとんど税です。同じ様な性格ではあるが、差押等に違いがあると思います。

山木戸委員：住民税とは違い、国民健康保険は税金という感覚・意識がなかった。税金は納めなければならない、というよりむしろサラリーマンなら取られているというのが税の感覚であったが、国民健康保険も税だったのという意識です。

丸尾部長：税もそうですが、最近は直接サービスを受けても支払わない人が増えてい

る。給食費ばかり、先生もおられますが、病院での支払いもされない方もおられる。だからモラルの問題でしょうかね。

会 長：実態は、10%を切るという状況が続いているわけです。この10%の中には「ずる」もあり、そうでない方もおられ、合わせての数値である。深刻な状況である。退職は、一定の収入もありますが、それでもわずかながらでも滞納されている方がいるという状況である。

会 長：他に何かございますか？
それでは、今日はこれで終わらせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成20年9月8日

議 長

桜井 公晴

署名委員

富岡 治彦

署名委員

山本 戸 淑子